

## 水質検査結果書

平成23年10月11日

依頼者：伊根町長 吉本秀樹

様

厚生労働省告示第30号  
 社団法人京都微生物研究所  
 総合科学分析センター  
 京都市山科区花山16-2  
 TEL.(075)593-3320

平成23年9月9日 当研究所に依頼された試料について行った検査結果は下記のとおりです。

検査責任者：中嶋 貴司

採水地点：寺領簡易水道				採水日時：平成23年9月9日 10:10				気温：24.0℃			
採水者：依頼者(小笠原)				水温：22.0℃				天候：晴			
水の種類：簡易水道				(浄水)							
No	検査項目	単位	分析値	水質基準値	No	検査項目	単位	分析値	水質基準値		
1	一般細菌	個/ml	検出せず	100個/ml以下	28	プロモクロム	mg/l	0.008	0.03mg/l以下		
2	大腸菌		検出せず	検出されないこと	29	プロホルム	mg/l	0.005未満	0.09mg/l以下		
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003未満	0.003mg/l以下	30	ホルムアルデヒド*	mg/l	0.008未満	0.08mg/l以下		
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005未満	0.0005mg/l以下	31	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.014	1.0mg/l以下		
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.01mg/l以下	32	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.04	0.2mg/l以下		
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001	0.01mg/l以下	33	鉄及びその化合物	mg/l	0.24	0.3mg/l以下		
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.01mg/l以下	34	銅及びその化合物	mg/l	0.04	1.0mg/l以下		
8	六価クロム化合物	mg/l	0.005未満	0.05mg/l以下	35	ナトリウム及びその化合物	mg/l	9.3	200mg/l以下		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001未満	0.01mg/l以下	36	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.05mg/l以下		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.73	10mg/l以下	37	塩化物イオン	mg/l	14.3	200mg/l以下		
11	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08未満	0.8mg/l以下	38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	16.7	300mg/l以下		
12	砒素及びその化合物	mg/l	0.02未満	1.0mg/l以下	39	蒸発残留物	mg/l	64	500mg/l以下		
13	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.002mg/l以下	40	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02未満	0.2mg/l以下		
14	1,4-ジニトロベンゼン	mg/l	0.005未満	0.05mg/l以下	41	ジエオキシベンゼン	mg/l	0.000001未満	0.00001mg/l以下		
15	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトリ-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.04mg/l以下	42	2-メチルイソブチルアルコール	mg/l	0.000001未満	0.00001mg/l以下		
16	ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.02mg/l以下	43	非イオン界面活性剤	mg/l	0.005未満	0.02mg/l以下		
17	テトラクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.01mg/l以下	44	フェノール類	mg/l	0.0005未満	0.005mg/l以下		
18	トリクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.01mg/l以下	45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.3	3mg/l以下		
19	ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.01mg/l以下	46	pH値		6.44	5.8以上8.6以下		
20	塩素酸	mg/l	* 0.67	0.6mg/l以下	47	味		異常なし	異常でない事		
21	クロロ酢酸	mg/l	0.002未満	0.02mg/l以下	48	臭気		異常なし	異常でない事		
22	クロロホルム	mg/l	0.005	0.06mg/l以下	49	色度	度	5	5度以下		
23	ジクロロ酢酸	mg/l	0.004未満	0.04mg/l以下	50	濁度	度	0.4	2度以下		
24	ジプロクロロメタン	mg/l	0.009	0.1mg/l以下		遊離残留塩素	mg/l	0.80	管理基準0.1mg/l以上		
25	臭素酸	mg/l	0.001未満	0.01mg/l以下		以下余白					
26	総トリハロメタン	mg/l	0.02	0.1mg/l以下							
27	トリクロロ酢酸	mg/l	0.02未満	0.2mg/l以下							

判定：上記1項目について水質基準に適合せず

検査方法：平成15年厚生労働省告示第261号

&lt;上記検査に係る特記事項&gt;

注) 細菌、外観等異常の場合は味の検査を省略することがあります。  
 判定は項目Noがあるものについてのみ水質基準の判定をしています。